年管発 1122 第 1 号
令和 5 年 11 月 22 日

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（　　公　　印　　省　　略　　）

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 142 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日付けで公布及び施行される。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、遺漏なきようお取りはからい願いたい。

記

１．改正省令の趣旨

地方年金記録訂正審議会の委員については、地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号。以下「審議会則」という。）第４条第１項において、「委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する」こととされている。

現在、年金記録訂正請求の受付件数の減少に伴い、委員数を削減することを検討する状況にある一方で、委員数の削減を行う過程では、１年ごとに委員の半数を任命することが支障になっているとの指摘がある。

このことから、審議会則について所要の改正を行う。

２．改正省令の概要

審議会則第４条第１項中、１年ごとに委員の半数を任命することを定める規定を削る。

３．施行期日

改正省令は公布の日から施行する。

【別添】

○厚生労働省令第百四十二号

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条の二第三項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十二日　厚生労働大臣　武見　敬三

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令

地方年金記録訂正審議会規則（平成二十七年厚生労働省令第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（委員の任期等） **第四条**　委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２～５　（略）	（委員の任期等） **第四条**　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。